

3 違反例

- 高さ2メートル以上の荷の上げ下ろし場所について、墜落防止措置を講じていなかったもの（安全基準）。
- 通路に接する機械のベルト部分について、覆いを設けていなかったもの（安全基準）。
- 失踪した技能実習生に対して、賃金を支払っていなかったもの（賃金の支払）。
- 賃金控除に関する労使協定なく、住居費等を賃金から控除し、もって、技能実習生に賃金全額を支払っていなかったもの（賃金の支払）。
- 時間外時間に対して、法定の割増率で計算した賃金を支払っていなかったもの（割増賃金の支払）。
- 36協定の特別条項で定めた特別延長時間の時間数、又は延長することができる回数を超えて技能実習生に時間外労働を行わせたもの（労働時間）。
- 健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見がある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったもの（健康診断結果の医師等意見聴取）。
- 技能実習生に対して、広島県最低賃金（当時の時間額871円）以上の賃金を支払っていなかったもの（最低賃金の支払）。
- 技能実習生に対し、1年以内に5日間以上の年次有給休暇を与えていなかったもの（年次有給休暇）。
- 技能実習生に定期健康診断を実施していなかったもの（健康診断）。
- 技能実習生を雇い入れたときに、遅滞なく、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行っていなかったもの（安全衛生教育）。